

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF日比谷ビル11階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2017 春号

2017年 4月発行 第86号



ご挨拶

春爛漫、野山は生命の息吹に満ちあふれる季節になりました。皆様におかれては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

金融庁は、去る3月17日、金融行政のあり方を議論してきた「金融モニタリング有識者会議」の報告書を公表しました。人口減少や低金利の継続、顧客ニーズの多様化、リスクの形態や所在の変化のスピードなど金融を巡る環境は大きく変化をしてきており、それに柔軟に対応できる検査・監督改革の方向と課題が提言されました。最低基準の健全性や法令遵守などの点検だけでなくベストプラクティスに向け経営の創意工夫を促す対話型行政を重視し、検査マニュアルや監査指針についても抜本的な見直しが求められています。金融庁はこれを受け、金融行政の刷新に向けた制度改革を行う方針であり、関係各位はその推移を注視していく必要があるものと思われまます。

最高裁大法廷の平成28年12月19日決定により、従前の判例法理を変更し、相続預金は当然分割されず遺産分割の対象となるとされてから(10頁以下に判例紹介)約半年経過し、相続預金の取扱いに関する銀行実務も次第に定着しつつあります。ところで、相続が開始した場合、相続預金の払戻し等相続人としての権利行使については、法定相続人の確定が必要ですが、その手続きはなかなか煩雑でした。法務省は本年度5月下旬を目途に、「法定相続情報証明制度」を発足させることになりました。新制度は、法定相続人の1人が法務局に必要な戸籍関係の書類を添付して相続関係一覧図を提出し、法務局がその内容を確認して間違いがなければ、法務局で相続関係一覧図の原本を保管し、必要な場合に相続関係一覧図を公的証明する制度です。相続預金の払戻や不動産相続登記手続など相続人の権利行使が簡便になります。具体的な手続きは追って開示されますので、是非ご利用ください。

当事務所のオブカウンセル弁護士の森本滋京都大学名誉教授が、今般、商事法務から「企業統治と取締役会」を発刊されました。平成26年の会社法改正、平成27年のコーポレートガバナンス・コードの実施を経て、社外取締役の積極的な登用の動きも踏まえ、取締役会制度論とコーポレートガバナンス論に関する森本先生の研究の到達点を示す貴重な論文集です。是非ご購入いただきますようお願いいたします。

米国に留学後、アラブ首長国連邦のドバイ、その後イランのテヘランで実務研修をしてきた赤崎雄作弁護士が帰国し、大阪事務所に戻りました。留学期間中、皆様にご迷惑をおかけしておりましたが、留学の経験をいかし、最新のスキルで皆様に法的サービスを提供できるものと存じます。同君の挨拶は5頁に掲載しておりますが、何卒よろしくご鞭撻のほどお願い申し上げます。

今般、大阪事務所6年3ヶ月にわたり執務してまいりました下西祥平弁護士が、広島弁護士会への登録手続完了とともに広島で独立いたします。その挨拶は2頁に掲載しておりますが、広島では同君の配偶者が弁護士業務に携わっており、一石二鳥の選択です。在職中に賜りましたご厚誼に感謝申し上げますとともに、同君が広島で大きく飛躍されることを念願してやみません。

会長弁護士 中務 嗣治郎

退所のご挨拶

弁護士 下西祥平

謹啓 陽春の候、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、私儀、弁護士法人中央総合法律事務所大阪事務所に入所して以来、約6年3か月執務させていただきましたが、今般、中務嗣治郎先生をはじめとする先生方のご快諾を頂き、広島弁護士会への入会登録手続完了とともに、広島で独立開業することとなりました。

広島は、私の妻の故郷であり、妻が現在弁護士として活動している土地であり、その広島で新事務所を開設する予定です。新事務所は、妻との共同事務所ではなく、私自ら単身で創り上げる、新しいタイプの事務所を予定しています。私にとっては、未知の世界での裸一貫からの挑戦となりますが、限りある人生の中でこのような挑戦ができることの幸せをかみしめるとともに、このような私の挑戦をご快諾頂いた弁護士法人中央総合法律事務所の先生方には感謝の念に堪えません。また、在職中に支えてくださった全職員の皆様に心より感謝しております。

私は、入所から約6年3か月の間に、1000件を大幅に上回る事件を担当させていただき、さらにそれ以上に日常の法律相談を担当させて頂きました。幸いなことに、法分野を問わず、企業の方から個人の方まで様々なお客様からご相談を頂き、弁護士としての地盤となる経験を積むことができました。私が独立を志すことができたのも、一重にクライアントの皆様と一緒に過ごしてきた日々があったことと痛感しております。改めまして、在職中、多大なご厚誼を賜りましたことを、厚く御礼申し上げます。何よりつらいのは大阪にいる皆様の元を離れることですが、場所は離れても人の縁をつなぐことはできると信じております。皆様から頂戴した御恩に報いることができるように、新天地にて弁護士として誇りある仕事を続けていきたいと思っております。

クライアントの皆様、そして弁護士法人中央総合法律事務所が、今後ますます発展されることを心より祈念致します。私も、弁護士法人中央総合法律事務所の名に恥じない活躍を広島で展開することをお約束しますので、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

〈ウェブサイト「BUSINESS LAWYERS」執筆記事のご紹介〉

当事務所の弁護士が、企業の法務担当者向けのウェブサイト「BUSINESS LAWYERS」において、特集記事及び実務Q&Aの記事を多数執筆しておりますので、ご紹介させていただきます。これらの記事においては、実務で明日使える知識が紹介されておりますので、是非一度ご覧いただければと思います。

●特集記事●

- ・【連載】英文契約スキルアップ講義 (安保智勇弁護士)
 - 第1回 コンマ1つの違いが数百万ドルの損害に
 - 第2回 “agree” や “will”、その英文で大丈夫?職務発明規定のポイント
- ・【連載】金融機関を中心とした反社会的勢力への対応
 - 第1回 個人情報保護法における開示 (中光弘弁護士)
 - 第2回 反社会的勢力との和解 (古川純平弁護士)
 - 第3回 反社会的勢力との契約関係の解消 (本行克哉弁護士)
- ・【連載】改正犯罪収益移転防止法に企業はどう対応すべきか? (國吉雅男弁護士)
- ・【連載】アラブ首長国連邦(UAE)進出の法務 (赤崎雄作弁護士)
 - 第1回 外資規制と進出形態
 - 第2回 労働法の概要と実務上の留意点
 - 第3回 知的財産法制とその実務
 - 第4回 紛争解決および強制執行のポイント
- ・裁判例から見る 企業が犯しやすい著作権侵害 (加藤幸江弁護士)
- ・営業秘密の管理をするために注意すべき法的問題と社内体制構築のポイント (中務尚子弁護士)
- ・保険商品の販売勧誘に関する最新動向 (錦野裕宗弁護士)
 - ～「コミッションバイアス」、「フィデューシャリー・デューティー」を踏まえた特定保険契約の代理店手数料の自主的開示とは～
- ・改正保険業法によって保険商品の販売勧誘規制はどう変わったか? (錦野裕宗弁護士)
- ・障害者差別解消法が施行、事業者求められることとは? (金澤浩志弁護士)
- ・テロ資金供与、マネー・ロンダリング対策の最前線 (金澤浩志弁護士)
- ・エフオーアイ粉飾決算を巡る判決のポイント (山田晃久弁護士)
 - ～上場時の主幹事証券会社にも初の損害賠償命令～
- ・独禁法上問題となり得る流通段階の取引行為とは? (山田晃久弁護士)

●実務Q&A●

【危機管理・コンプライアンス】

- ・反社会的勢力該当性に関する情報収集の重要性およびその方法について (中光弘弁護士)
 - ・反社会的勢力から不当要求がなされた場合の民事上の対応手段について (中光弘弁護士)
 - ・主債務者が反社会的勢力であった場合に、信用保証協会は保証契約の錯誤無効を主張できるのか (國吉雅男弁護士)
 - ・金融取引から反社会的勢力を排除するために求められること (金澤浩志弁護士)
 - ・反社会的勢力が関与する任意売却に応じてもよいか (古川純平弁護士)
 - ・なぜ反社会的勢力を排除しなければならないのか (古川純平弁護士)
 - ・反社会的勢力に対する債権の回収方法について (本行克哉弁護士)
- ～預金保険機構による特定回収困難債権買取制度の活用～

【取引・契約・債権回収】

- ・債権回収における交渉や合意書締結にあたっての留意点 (小林章博弁護士)
- ・強制執行を行うために必要な債務名義とは (小林章博弁護士)
- ・新しい取引先と取引を開始する時に注意すべきポイントは? (平山浩一郎弁護士)
- ・法人保証をとる場合に注意すべきポイントは? (平山浩一郎弁護士)
- ・個人保証をとる場合に注意すべきポイントは? (平山浩一郎弁護士)
- ・取引基本契約書を作成する時に注意すべきポイントは (平山浩一郎弁護士)
- ・動産譲渡担保権とは?どう実行して債権回収を図るべきか (下西祥平弁護士)
- ・債権譲渡担保権とは?どう実行して債権回収を図るべきか (下西祥平弁護士)
- ・動産売買先取特権とは?制度活用のポイントと回収の手法 (下西祥平弁護士)
- ・取引先から債権回収するための方法は? (西中宇絃弁護士)
- ・債権執行とはどのような手続きか (西中宇絃弁護士)
- ・消滅時効についての民法改正の概要 (西中宇絃弁護士)
- ・債権が消滅しないように時効を中断させるにはどうしたらよいか (西中宇絃弁護士)
- ・連帯保証人の債務承認と時効の中断 (西中宇絃弁護士)

【訴訟・争訟】

- ・強制執行を踏まえた訴訟手続の必要性 (西中宇絃弁護士)

【事業再生・倒産】

- ・取引先が倒産した場合、どのような情報を収集するべきか (山田晃久弁護士)

【コーポレート・M&A】

- ・コーポレートガバナンス・コードにおける独立社外取締役について (平山浩一郎弁護士)
- ・「コンプライ・オア・エクスプレイン」とは (平山浩一郎弁護士)
- ・政策保有株式に関する方針等はどのように開示・説明するのがよいか (山田晃久弁護士)
- ・取締役の利益相反に関する報告はどのように行うか (本行克哉弁護士)
- ・株主総会招集にかかる取締役会決議事項を代表取締役へ委任できるか (本行克哉弁護士)

【人事労務】

- ・年俸制に賃金制度を変更する場合に注意すべきポイント (下西祥平弁護士)
- ・労働時間と休憩時間を判断するポイント (下西祥平弁護士)
- ・年次有給休暇に関する基本的な留意点 (大澤武史弁護士)
- ・「賃金」の支払いに関する基本的な留意点 (大澤武史弁護士)
- ・改正労働基準法で新たに義務化が見込まれる有給休暇の強制取得とは (大澤武史弁護士)
- ・定年後の再雇用者の年休日数は? (大澤武史弁護士)
- ・事業場外みなし労働時間制とはどのような制度か (山本一貴弁護士)
- ・定額残業代制を採用・運用する場合の注意点 (山本一貴弁護士)
- ・本採用拒否を行う場合の留意点 (西中宇絃弁護士)
- ・業績悪化を理由に賞与を引き下げたり不支給としてもよいか (西中宇絃弁護士)



弁護士

柿平 宏明

(かきひら・ひろあき)

〈出身大学〉
京都大学法学部

〈経歴〉
2008年9月
最高裁判所司法研修所修了
(61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務、
労働法務

留学報告

From scratch

弁護士 柿平 宏明

シンガポールでは旧正月を過ぎて仕事も通常モードに移行しております。私も正月、旧正月でなまった体と頭が温まってきて、順調に仕事をしております。

さて、シンガポールに来て半年が過ぎ、大分仕事にも慣れてきましたので、今回はやや真面目に具体的な仕事の話をしたいと思えます。

私に対応している案件は主に日本企業や日本人のサポートになります。企業の進出から進出後のトラブルまで、シンガポールだけでなくマレーシアやインドネシア等、東南アジア各国でのビジネスや生活について幅広くサポートする仕事をしているのですが、一番良く問題になることの一つが滞在許可、すなわちビザになります。もちろん、ビザが問題になる場面の最たるものと言えば入国する時、つまり最初の段階になります。企業でいえば企業の役員や従業員がシンガポールで仕事をするには、当然日本でいうところの就労ビザが必要になります。シンガポールでは就労ビザにも色々種類があります。典型的なものにはEmployment Passとあって、大抵の日本企業の従業員の方はこの種類のビザを取得することになります。シンガポールでは、こういったビザを取得するための最低要件を比較的細かく定めており、例えば給料が一定額以上あることがそれであり、その要件も時折変わることがあります。そして、近時はこの最低給与要件が増額傾向にあります。Employment Passの最低給与要件を満たさない場合には、その要件については緩和されたS Pass等のパスも用意されています。それに加えて一定の学歴以上を有している必要がある他、種々の要件が設けられており、最終的に発給されるか否かはビザを発給する行政機関であるMinistry of Manpowerの裁量如何によります。一番の関心事はその申請・取得にかかる時間かと思えますが、数週間等比較的早いタイミングで発給されます。しかしながら、実際にこうしたビザを申請すると一口に言っても、何を留意して、何をしたら良いのか、ということを知らなければ、その調査や準備に時間がかかりますし、誤った申請をして修正するにもとても時間がかかります。何よりビザが発給されなければそもそも働けないという大変な事態になりますから、このビザに関する知識・経験を得るのは非常に重要になります。さらに、入国後もビザに関する知識が不十分なままでいると痛い目に遭う場面があります。例えば上記のEmployment Passを保有していながら転職するとなった場合、新たに転職先を雇用者とするパスを取得する必要があります。この程度であれば簡単かと思いますが、さらに進んで別の会社と兼任したり、役員に選任されたりということも意外と良く考えられるものです。これらも本来のEmployment Passの範囲外になりますから別途検討を要することになります。こうした場面できちんとした知識がないと、とすればビザを取り上げられてしまうかもしれません、シンガポールでの仕事に大きな支障が生じることは容易に想像できるかと思えます。

ビザの問題はもちろん、シンガポール国内に限ったものではありません。例えば、海外出張に行つて商談をする場合、国によっては商談用のビザが用意されています。日本でも商用ビザというものがあるかと思いますが、これがない国の場合、どこまでのビザを取れば良いのかというのは大いに問題になります。東南アジアの中でも、適切なビ

ザを取らないまま、典型的には観光ビザで商談等をした場合がそうですが、客観的にはあたかも国内で働いているかのような外形が既に作られているが故反証も難しい中、違法滞在だと言われ、ひどい場合には勾留されたり、罰金(時には賄賂)を払えと言われることも良く聞くトラブルです。

他方、この問題は、企業に当てはめれば、シンガポールその他の東南アジア諸国でビジネスを行うにあたってどういった手続が必要か、という問題になります。例えば何かしらの法主体となる組織を設立して日本でいうところの登記をする必要があるのか、それには支店を設立すれば良いのか、あるいは子会社、駐在員事務所という形態が良いのか、業法上の許認可に関する規制はないのか、等という問題です。これは個人以上にイメージが湧かない問題であり、一体どこの誰にどんな申請をすれば良いのかさえすぐには分かるものではありません。国によっては企業から見た経済的メリットに反して法体制の整備が十分でなく、手探りで対応していかないとはいけない、ということも良くあります。

もちろん、いざビジネスや生活を開始すれば、日本では見ないような法的リスクが手をこまねていることは言うまでもありません。

海外で仕事をするとというのは、常に敵地にいるという意識を持って慎重に事を運ぶことが大切だというのは私も肌で感じるのですが、こういった落とし穴にはまらないように色々な知識・経験を身につけているのが私の日常です。

かくいう私自身も、日本では資格を持った専門家、アメリカでは一応ロースクールを卒業した人と言えても、シンガポールではただの法律をかじっただけの一般人といえます。法学部の1年生の学生よりも法律を知らない、小学1年生が分かる現地のルールも知らない、いわば0年生です。法律をどれだけ頑張っても眺めていても全然知ることが分からなくて、仕方なく1年目の弁護士やパラリーガルの人に聞いたら、笑われながら基本の「き」から説明されるような毎日を過ごしています。それでも、少しずつ英語、法律、そして実務が分かってくることにとっても充実感を覚えますし、自分の将来につながるのを感じることが出来ます。半年を過ぎた今、最初はさっぱり分からなかったような入口の問題、すなわち、何かしらの問題があった時に、そもそもどんな法律が問題になって、どんな機関が関係してくるのか、誰に何を言えば良いのか等も割とアイデアが浮かんでくるようになってきました。後は、どこの国でも同じですが、仕事を複数人でしている場合に他人の動きをきちんと把握した上で全体として効率的な対応が出来るような行き届いた配慮が出来るようになれば良いと思っていますが、なかなか難しいものです。

入学した当初から最高学年という人はいません。他方で、大人になってからは残念ながら学年がエスカレーター式に上がることはなく、自動的に上がるのは年齢と血圧のみです。しかしながら、今は0年生でも、将来6年生になって卒業出来るようになるために努力するのが一番重要なことだと思えます。そして、どの日本人もみな0年生から始めて、一生懸命に頑張っているのがシンガポールという国なのです。

今年ご入学されるお子様を持つ皆さま、ご入学おめでとうございます。

イランの法律事務所における実務研修のご報告と事務所復帰のご挨拶

弁護士 赤崎 雄作



弁護士

赤崎 雄作
(あかさき・ゆうさく)

〈出身大学〉

東京大学法学部
京都大学法科大学院
米国カリフォルニア大学
ロサンゼルス校ロースクール
(LL.M.)

〈経歴〉

2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉

会社法務、金融法務
渉外法務(主に中東)
民事法務、商事法務

1 はじめに

2017年1月と2月の2ヶ月間、イランのテヘランにあるBayan Emrooz Law Officeにて実務研修をいたしました。2016年1月に核関連制裁が緩和されたことを受けて、日系企業を含めた外資系企業の関心は多く寄せられておりますが、すべての核関連制裁が解除されたわけではないこともあり、実際にイランビジネスが大きく前進しているという状況にはありません。滞在中は、主に外資系企業のイランへの進出方法やそれに際して直面する諸問題について研修をしてまいりました。また、滞在中いくつかの国際会議がテヘランにて開催され、参加してまいりました。

以下、参加した二つのセミナーについてご報告いたします。

2 ICCセミナー

2017年2月1日に、テヘランにて、ICC (International Chamber of Commerce) セミナーが開催され、参加いたしました。ICCの仲裁裁判所は世界的に認知された仲裁機関であり、日系企業も国際的な契約においてICC仲裁を紛争解決方法として合意しているケースは少なくないと思われます。セミナーにおいては、ICC仲裁の一般的な解説、本年3月より施行される新規則等についての議論がなされたほか、イランに特有の問題として、イラン憲法139条及び仲裁の当事者がイラン企業である場合の仲裁費用の支払い等について議論がなされました。

イラン憲法139条は、「公的及び国の財産に関連する紛争またはその紛争当事者の一方が外国人である場合、純粋な国内紛争である重要な紛争の場合と同様、議会の承認が取得されなければならない。」と規定しております。これに関連し、外資系企業がイランの政府及び政府系企業と契約を締結する際に、議会の承認なく仲裁条項を入れたとしても、①そもそも仲裁合意として無効なのではないか、②仲裁合意としては有効だとしても、同仲裁判断に基づいてイラン国内における強制執行はできないのではないか、という点が議論されました。現状固まった結論は出ていないようですが、①に関しては同条の存在は仲裁合意を無効とするものではない、②イラン裁判所によって仲裁判断に基づく強制執行が拒絶される可能性は否定できない、というのが概ね議論の取束点でありました。したがって、イラン政府または政府系企業との契約において仲裁条項を規定する場合には、上記の点に留意する必要があります。

次に、仲裁の当事者がイラン企業である場合に、仲裁費用の支払いが銀行に拒絶されたケースの報告があり、議論がなされました。当該ケースにおいては、イラン企業の親会社が外資系企

業であったため、親会社がICCに対して送金をするという方法で問題は解決したようなのですが、すべてのケースで利用できる方法ではありません。イラン関連の銀行送金は仲裁費用の送金に限らず、主として米国制裁が原因で一般的に非常に限定的なのが現状です。米国当局によるより明確な基準の公表が求められるところです。

3 AIJAセミナー

2月9日に、若手弁護士の国際的ネットワークであるAIJA主催で、「Negotiating and Drafting International Commercial Contracts」と題するセミナーが開催されました。セミナーの内容自体は、国際的な契約における一般的な内容で特筆することはなかったのですが、セミナーに先立って開催されたイランの政府系機関への訪問が非常に興味深いものでした。特に、OIETAIと呼ばれる外国投資促進保護のために設置された機関への訪問では、ウェブサイト上では分からないような話も聞くことができ非常に有意義なものでした。外資系企業は外国投資のライセンスをOIETAIに申請することができ、ライセンスを取得すると、内国民待遇を受けることができ、また、適正な手続を経ない限り取用がなされない等の恩恵を受けることができます。イランの弁護士の話によると、政府系機関は外資系企業にあまり協力的でないのが一般的なのですが、OIETAIだけは非常に協力的であり、各当局との面談のセッティングやプロジェクト情報の提供等を積極的に行ってくれます。日本・イラン間の投資協定が昨年2月に締結されたことにより(未発効)、上記ライセンスと効果が重複する部分もありますが、OIETAIの業務は、外資系企業にとっては一つの有効なサポートになることは間違いありません。

4 事務所復帰のご挨拶

上述のイランの法律事務所における研修を終え、3月6日より弊事務所の大阪オフィスにおいて執務を再開しております。米国及び中東での経験を生かし、クライアントの皆様のお役に立てるよう精進してまいります。今後ともどうぞよろしくお願いたします。



テヘラン市内にある世界遺産、ゴレスタン宮殿内の様子

第22回 Globallaw アジア太平洋地域総会参加報告(ムンバイ、インド)

弁護士 安 保 智 勇
弁護士 赤 崎 雄 作
弁護士 大 口 敬

弁護士法人中央総合法律事務所は、現在世界165都市、110以上の法律事務所、約4500人の弁護士が加盟する法律事務所ネットワーク「Globallaw」に加盟しております。2017年3月にインドのムンバイにてGloballawのアジア太平洋地域総会が開催され、当事務所からは安保智勇弁護士、赤崎雄作弁護士と大口敬弁護士が参加いたしましたので、本事務所ニュースにてその内容をご報告いたします。

1 アジア太平洋地域総会の開催

昨年のGloballawのアジア太平洋地域総会はUAEのドバイにて開催されましたが、2017年はインドの法律事務所Link Legal India Law Serviceの主催により、ムンバイのホテル Trident, Nariman Pointで開催され、3日間にわたり様々なセッションやセミナーが行われました。アジア太平洋地域総会ということでメインの参加者はアジア太平洋地域の弁護士ですが、欧米各国からも多くの弁護士が参加しました。

インドは12億人(世界第2位)の人口と広大な国土をもち、民族、言語、宗教、気候が極めて多様であるため、街によって雰囲気がからっと変わります。その中でムンバイはインド随一の商業都市であり大都会です。インドの首都はデリーで政府系機関はデリーに集中しているのですが、商業、金融の中心地はムンバイです。訪問をした3月初旬はあまり暑くなく温かな気候で、とても過ごしやすい印象です。ただ、高級ブランド店が並ぶエリアもありますが、中心から外側に向かうと世界最大級のスラム街もあり、インド内の貧富の差の激しさを凝縮したような面も有しています。街中では、スズキの車が多数クラクションを鳴らしながら疾走しており、非常に活気がありました。また“Clean Mumbai Green Mumbai”という標語が掲げられていたのが印象的でした。

2 インドビジネス

“Introduction to doing business in India”, “How to succeed in outbound and inbound business with India”, “Finding real life business opportunities in India”といったインドビジネスに関するテーマがいくつも設けられ、総計10数名の現地企業からのスピーカーが登場し、インドのビジネスチャンスについて様々な観点からセッションが行われました。全体としてインドのインフラ需要の増大を感じさせるものでした。昨年11月に日本がインドとの間で原子力発電や新幹線の技術を輸出する合意をしたことは記憶に新しいところで、インフラ整備についてインド内の熱気を感じることができます。

インド政府は、昨年12月に火力発電から再生可能エネルギーへの方針転換を示し、インドでも太陽光発電は注目を浴びているようです。今回の総会のホストであるLink Legal India Law Service法律事務所は、日本のソフトバンクが出資しておりインドで太陽光発電を行っているSB Energyの顧問をしていることから、同社のCEOであるRaman Nandaからもプレゼンテーションがありました。現時点ではインドも再生可能エネルギーの比重はそこまで高くないのですが、政府目標ののっとり、インドの地理的優位性を活かして転換を進めていくとのことでした。

また、国土の広いインドならではのありますが、従前より鉄道

や飛行機といった交通インフラの需要が高く、格安航空会社のスピーカーらの報告からすると、今後も伸びる分野でありつつも同時に競争の激しい分野という印象です。

こういったインドの増大するインフラ需要に対して、すべてを政府支出とすることは不可能であり、財政の厳しいインドでは、以前よりPPP(public-private partnership 官民共同)事業により民間の資金をインフラに投入することが積極的に行われているそうです。ADB(アジア開発銀行)のPPP専門員からインドのPPPの現状についての解説があり、我々が降り立ったムンバイ空港もPPP事業によるもので、民間企業が保有しているとのことでした。

なお、BRICsの構成国でもあるため、世界中から投資が集まり、さぞ政府も潤っているように見られがちなインドですが、所得税を支払っているのは国民のたった1%(申告をしているのは2%)とのことで、財政的には厳しいそうです。所得税を支払っていない人が圧倒的多数という事実会場は一様に驚いておりました(ただし間接税は多いそうです)。

インフラ関連以外では、アーミーナイフのスイスのVictorinox社のようなブランド品の消費財も販売拠点を設けて進出している事例も紹介されました。まだまだ貧富の格差は激しいため、現時点ではブランド品にどの程度需要が見込まれるのかはわかりませんが、どこの国もこのセグメントでも巨大消費市場としてのインドを狙って先行投資の動きがあるようです。



ミーティングの様子(左から、タイのブジョン弁護士、安保弁護士、台湾のシェイ弁護士)

3 インドへの投資環境

本総会の直前にNTTドコモとタタ・サンズとの間の仲裁裁定について共同で執行を求める申立がなされ大きなニュースになったことから、ドコモの撤退やソフトバンクの投資といった日系企業の投資事例を複数のスピーカーがとり上げていました。日本企業の投資もさることながら、最近目覚ましいの

はやはり中国からの投資であり、生産拠点及び消費市場の両面でインドへの進出の動きが加速しており、2016年度には前年から6倍以上に増加しています。Link Legal India Law Service法律事務所でもこの動きに歩調を合わせて中国に拠点を設け、インド人の弁護士を派遣しています。投資に関連して特に印象的だったのは、あるスピーカーのインドを決して一つの国として考えてはならない、というコメントです。インドは地域や分野によって全くそのビジネスカルチャーが異なるため、インドを一括することは意味がなく、どの地域のどの分野に投資するかを具体的に検討しないと意味がない、という趣旨のコメントで、インドという国を端的に表現していると感じました。



赤崎弁護士はGlobalaw Subject Mattersのセッションで登壇し、自身のGlobalaw内の他の法律事務所での研修体験について紹介しました

ところでインドで有名なのは、永遠に続くとも見られている訴訟遅延です。インド政府はこれが海外からの投資に対して足かせになっていることを自覚し、2016年1月1日にはインドの仲裁法が改正され、インド国内の仲裁は、仲裁人が選任通知を受領した日から12カ月以内に仲裁判断を下さなければならない、インドの裁判所による国内仲裁への介入を一定の事由に制限する、仲裁判断に対するインド国内での執行に対して裁判所に異議を申し立てても、自動的に仲裁判断の執行は停止されず、執行停止をするためには、仲裁判断

の金額と同額の金額を預託しなければならないという改正がされました。この改正は、2016年10月23日から遡及して適用されます。総会のセッションでは、この改正から1年を経て、改正法が実際に機能するかどうかの評価についての議論がなされましたが、登壇した現地の社内及び社外弁護士の方の評価は一応に肯定的でした。従って、インド企業を相手方とする紛争解決についてはインド国内の仲裁も検討をすべき状況にあるといえるのではないかと思います。

4 緊密なネットワーク

総会に参加したGlobalawのメンバーは、それぞれ国やバックグラウンドが異なる法律家ですが、連日の会議を通じて顔を合わせ議論や食事を共にするため、お互いの得意分野、関心事項、仕事のスタイル等を理解することができ、パーソナルな関係を構築することができることは、こうしたネットワークのメリットです。国際的な案件について、共同担当する外国の弁護士の気心が知れているということは非常に大切であり、案件のコントロールのしやすさがまったく異なります。私どもも、海外の専門家と今後よりいっそう緊密に連携して、クライアントの皆様へのリーガルサービスの提供に役立てていきたいと思っております。



ミーティング後に各国の弁護士と記念撮影

東京事務所 翻訳セクションのご案内

当事務所の東京事務所の翻訳セクションでは、英文の各種法的文書の翻訳業務（和訳・英訳）を提供しております。翻訳作業は日本人の翻訳者が翻訳文を作成し、米国の弁護士資格を有する日本人弁護士と外国人弁護士が翻訳文の確認を行います。契約書のリーガルチェックに併せて全文の翻訳業務をご依頼頂くことが多いのですが、依頼者からのご希望に応じて、翻訳文のみをご提供することもあります。いずれの場合も原則として外注はせず、所内の翻訳者が作業を行い、弁護士による確認を受けますので、特に契約書等の専門的な書類の機密を保持し、より精度の高い翻訳をご提供できます。また、契約書等のリーガルチェックを同時にご依頼いただく場合には、弁護士による翻訳文の確認の過程で内容及び整合性等の確認作業を行えるため、翻訳会社で作成した翻訳文書のリーガルチェックを法律事務所別途行う場合に比べ、時間の短縮やコストダウンにつながるというメリットがあります。契約書以外のビジネス文書や書式、各種証明書等の翻訳のご依頼にも対応しておりますので、お見積り等をご希望の場合には、東京事務所（担当事務局：鶴岡又は石井）までお申し付けください。原文と翻訳文の整合性に関する証明書の発行のご相談にも応じております。

待ったなし！ 改正個人情報保護法への対応（前編）

弁護士 山田 晃 久

1 はじめに

平成27年9月9日、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」または「法」といいます。）の改正法（以下「改正法」といいます。）が公布されました。

現在、その改正法の一部は施行されていますが、個人情報を取り扱う事業者にとって重要な改正点は、平成28年12月20日の閣議決定により、平成29年5月30日に全面施行されることとなっています。そこで、全面施行が目前に迫った改正法の概要等について、2回にわたって、おさらいしたいと思います。

2 改正の目的・背景

個人情報保護法は、平成15年に成立し、平成17年に全面施行されてから10年以上が経過しましたが、その後の消費者や事業者を取り巻く環境の変化を受け、以下の点を考慮した改正が行われることとなりました。

- ① 個人情報に該当するかどうかの判断が困難な「グレーゾーン」の拡大
- ② パーソナルデータ（個人の行動・状態に関するデータ）を含むビッグデータの適正な活用ができる環境整備の必要
- ③ 事業活動のグローバル化による国境を越えた多くのパーソナルデータの流通

今回の改正法のポイントは、次のとおりです。

<第1段階> 平成28年1月1日施行

- ① 個人情報保護委員会の設置

<第2段階> 平成29年5月30日施行

- ② 個人情報の定義の明確化（「個人識別符号」の概念の導入、「要配慮個人情報」の新設）
- ③ 個人情報の有用性の確保（利用目的の変更要件の緩和、「匿名加工情報」の新設）
- ④ 個人情報の保護の強化（オプトアウトによる第三者提供の厳格化、第三者提供に係るトレーサビリティの確保、個人情報データベース等提供罪の新設）
- ⑤ 個人情報の取扱いのグローバル化（法の域外適用、外国当局への情報提供、個人データの越境移転の制限）
- ⑥ その他（小規模取扱事業者への特例の廃止）

3 改正の内容

3-1 個人情報保護委員会の設置

平成28年1月1日付で、マイナンバー制度に関する監視・監督事務等を行う「特定個人情報保護委員会」が改組され、個人情報保護法制全般に関する業務を行う「個人情報保護委員会」が設置されました。従前は、個人情報の取扱いに関する監督が主務大臣制の下で、各省庁が所管する事業分野ごとに行われていたため、重疊的な監督や所管省庁が不明確であるといった問題がありましたが、今回の法改正により、平成29年5月30日の全面施行後は、個人情報保護法に基づく監督が個人情報保護委員会に一元化されることとなります。

この「監督の一元化」の一環で、個人情報保護委員会では、個人情報保護法の解釈・適用に関するガイドライン・Q&A等として、本稿執筆時までに以下のものを策定・公表しています。特定の分野については、改正前と同様、当該分野におけるガイドラインも策定されますので、適用対象となる個人情報取扱事業者にとっては注意が必要です。

- ① 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
- ② 同（外国にある第三者への提供編）
- ③ 同（第三者提供時の確認・記録義務編）
- ④ 同（匿名加工情報編）
- ⑤ 個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について
- ⑥ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A
- ⑦ 事務局レポート・匿名加工情報「パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」
- ⑧ 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン
- ⑨ 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針
- ⑩ 信用分野における個人情報保護に関するガイドライン
- ⑪ 債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン

3-2 個人情報の定義の明確化

個人情報保護法では、①個人情報、②個人データ、③保

有個人データの3つの概念を設け、それぞれ取扱いを定めています。改正法では、個人情報の定義が次のとおり明確化されました。

3-2-1 「個人識別符号」の概念の導入

個人情報の定義として、従来の定義(特定の個人を識別することができるもの)に加え、「個人識別符号」も対象に含まれることが明確化されました(改正法2条1項2号・2項)。「個人識別符号」には、①身体的特徴(DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋)を電子計算機の用に供するために変換した符号、②対象者ごとに異なるものとなるように付される符号(旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の被保険者番号等)が含まれ、詳細は政令・施行規則で規定されています。

3-2-2 「要配慮個人情報」の新設

「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等」が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」と定義し、取得および第三者提供について原則として本人の同意を得ることが義務化されました(改正法2条3項、17条2項、23条2項)。政令では、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。」「健康診断その他の検査の結果」「心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤」等を要配慮個人情報と規定しています。

なお、要配慮個人情報と似た概念として、機微情報(センシティブ情報)があります。これは、従来、金融分野や信用分野などの特定分野における個人情報保護に関するガイドラインに規定されていたもので、その取得や利用について厳格な取扱いが求められていました。機微情報とされる一部の個人情報については、改正法により要配慮個人情報に含まれることとなりましたが、残りについては、法改正後の特定分野における個人情報保護に関するガイドラインにおいても引き続き機微情報として厳格な取扱いが求められますので、適用対象となる個人情報取扱事業者にとっては注意が必要です。

3-3 個人情報の有用性の確保(利用目的の変更要件の緩和、「匿名加工情報」の新設)

3-3-1 利用目的の変更要件の緩和

個人情報保護法では、個人情報の利用目的を特定することが要求され、特定した利用目的を変更するためには、変

更後の利用目的が変更前の利用目的と「相当の関連性」を有する必要性がありました。

改正法では「相当の」の文言が削除され、機動的に目的変更が可能となるよう利用目的の制限が緩和されました(改正法15条2項)。

3-3-2 「匿名加工情報」の新設

匿名加工情報(特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)の類型が新設され、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下で、第三者提供や目的外利用を行うことが可能となりました。これにより、パーソナルデータの利活用がより一層促進しやすくなると思います。

匿名加工情報の作成・利用にあたっては、匿名加工情報を作成する個人情報取扱事業者(作成者)には、①施行規則が定める基準に従った適正な加工、②加工方法等情報の漏えい防止、③作成時の情報の項目の公表義務、④第三者提供時の公表・明示義務、⑤識別禁止義務、⑥安全管理措置等(努力義務)が課せられます(改正法36条)。

匿名加工情報を受け取った匿名加工情報取扱事業者(受領者)にも、①第三者提供時の公表・明示義務、②識別禁止義務、③安全管理措置等(努力義務)が課せられます(改正法37条～39条)。

匿名加工情報の作成に関する基準については、施行規則で以下の措置を講ずることとされています。もっとも、個人情報保護委員会は、これは最低限の加工方法であり、具体的な加工方法が認定個人情報保護団体や業界団体の自主ルールにおいて適切に定められることを期待しているとの見解を示しています。

- ① 特定の個人を識別することができる記述等(例:氏名)の全部又は一部を削除(置換を含む。以下同じ。)すること
- ② 個人識別符号(例:マイナンバー、運転免許証番号)の全部を削除すること
- ③ 個人情報と他の情報とを連結する符号(例:委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID)を削除すること
- ④ 特異な記述等(例:年齢116歳)を削除すること
- ⑤ 上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の性質を勘案し、適切な措置を講ずること

(次号に続く)



弁護士

浜田 将裕
(はまだまさひろ)

〈出身大学〉
関西大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2014年12月
最高裁判所司法研修所修了
(67期)
2015年1月
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務
会社法務、家事相続法務

最新判例紹介

預貯金債権は遺産分割の対象になる

～最高裁判所大法廷決定平成28年12月19日金判1508号10頁～

弁護士 浜田 将裕

1 はじめに

本決定は、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることなく、遺産分割の対象となると判断した。

預貯金債権も当然に分割される可分債権に含まれると考えてきた従来の判例を変更するものであり、重要な意義を有することから紹介する。

2 事案の概要

本件は、Aの共同相続人であるXとYとの間におけるAの遺産の分割申立て事件である。

Xは、Aの弟の子であり、Aの養子である。Yは、Aの妹でありAと養子縁組をしたB(平成14年死亡)の子である。Aは、平成24年に死亡した。Aの法定相続人は、X及びYである。Aは、不動産(価額合計258万1995円)のほかに、預貯金を有していた。XとYの間で預貯金を遺産分割の対象に含める合意はされていない。Bは、Aから約5500万円の贈与を受けており、これはYの特別受益に当たる。

原審の大阪高裁は、預貯金は、相続開始と同時に当然に相続人が相続分に応じて分割取得し、相続人全員の合意がない限り遺産分割の対象とならないなどとした上で、Xが本件不動産を取得すべきものとした。これに不服のXが許可抗告を申し立てたのが本件である。

3 判旨(破棄差戻)

(1) 預貯金一般の性格等

「…遺産分割の仕組みは、被相続人の権利義務の承継に当たり共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とするものであることから、一般的には、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましく、また、遺産分割手続を行う実務上の観点からは、現金のように、評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産を遺産分割の対象とすることに対する要請も広く存在することがうかがわれる。

ところで、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産であるという点においては、本件で問題とされている預貯金が

現金に近いものとして想起される。…預貯金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、…振込入金を受入れ…等、委任事務ないし準委任事務の性質を有するものも多く含まれている…。そして、…預貯金は決済手段としての性格を強めてきている。また、一般的な預貯金については、…預貯金債権の存否及びその額が争われる事態は多くなく、預貯金債権を細分化してもこれによりその価値が低下することはないと考えられる。このようなことから、預貯金は、預金者においても、確実かつ簡易に換価することができるという点で現金との差をそれほど意識させない財産であると受け止められているといえる。

共同相続の場合において、一般の可分債権が相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるという理解を前提としながら、遺産分割手続の当事者の同意を得て預貯金債権を遺産分割の対象とするという運用が実務上広く行われてきているが、これも、以上のような事情を背景とするものであると解される。」

(2) 預貯金の内容及び性質

ア 普通預金債権及び通常貯金債権

「普通預金契約及び通常貯金契約は、…口座に入金が行われるたびにその額についての消費寄託契約が成立するが、その結果発生した預貯金債権は、口座の既存の預貯金債権と合算され、1個の預貯金債権として扱われるものである。…このように、普通預金債権及び通常貯金債権は、いずれも、1個の債権として同一性を保持しながら、常にその残高が変動し得るものである。そして、この理は、預金者が死亡した場合においても異ならないというべきである。すなわち、預金者が死亡することにより、普通預金債権及び通常貯金債権は共同相続人全員に帰属するに至るところ、その帰属の態様について検討すると、上記各債権は、口座において管理されており、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはない」と解される。…預貯金債権が相続開始時の残

高に基づいて当然に相続分に応じて分割され、その後口座に入金が行われるたびに、各共同相続人に分割されて帰属した既存の残高に、入金額を相続分に応じて分割した額を合算した預貯金債権が成立すると解することは、預貯金契約の当事者に煩雑な計算を強いるものであり、その合理的意思にも反するとすらいえよう。」

イ 定期貯金債権

定期貯金の前身である定期郵便貯金につき、郵便貯金法が定期郵便貯金について「分割払戻しを制限する趣旨は、定額郵便貯金や銀行等民間金融機関で取り扱われている定期預金と同様に、多数の預金者を対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要上、貯金の管理を容易にして、定期郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図ることにあるものと解される。」

ゆうちょ銀行の「定期貯金についても、定期郵便貯金と同様の趣旨で、契約上その分割払戻しが制限されているものと解される。そして、定期貯金の利率が通常貯金のそれよりも高いことは公知の事実であるところ、上記の制限は、預入期間内には払戻しをしないという条件と共に定期貯金の利率が高いことの前提となっており、単なる特約ではなく定期貯金契約の要素というべきである。しかるに、定期貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定期貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する。他方、仮に同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記の制限がある以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行わせる余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい。」

(3) 結論

「前記(1)に示された預貯金一般の性格等を踏まえつつ以上のような各種預貯金債権の内容及び性質をみると、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。」

4 検討

(1) 判例変更に至った背景

最高裁が「相続人数人ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するを相当とする」(最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁)と判示して以来、裁判実務は預貯金債権がこの判決にいう「可分債権」に含まれるとして、相続開始と同時に共同相続人間で当然に分割承継され、相続人全員の同意がない限り、遺産分割の対象には含まれないという取扱いをしてきた。

しかし、最高裁は近時、共同相続の遺産に含まれる定額郵便貯金債権(最判平成22年10月8日民集64巻7号1719頁)、共同相続された委託者指図型投資信託の受益権(最判平成26年2月25日民集68巻2号173頁)、同受益権にかかる相続発生後の元本償還金又は収益分配金としての預り金(最判平成26年12月12日集民248号155頁)について、権利の性質を詳細に検討して当然分割を否定しており、遺産分割の対象財産に含まれる権利を少しずつ広げてきた。また、非嫡出子の相続分を2分の1とする民法900条4項但書を憲法違反とした最高裁判例を契機とする法制審の相続法改正の議論では、既に預貯金等の可分債権を遺産分割の対象に含める方向で検討が行われてきた。

(2) 本決定の考え方

本決定は、「共同相続人間の実質的公平」の趣旨から「一般的には、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましい」との大きな方向性を示したが、債権一般を遺産分割の対象とするまでは考えていない。すなわち、預貯金債権を「現金のように、評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産」「確実かつ簡易に換価することができるという点で現金との差をそれほど意識させない財産」と評価し、遺産分割の対象に含めるといった判断をしている。これは債権がその有無、額面額及び実価(評価額)について一般的に評価が困難であり、債権を広く一般的に遺産分割の対象としようとする、各相続人の具体的相続分の算定や取得財産の決定が困難となり、遺産分割手続の進行が妨げられること(木内裁判官補足意見)を意識したものと考えられ、「共同相続人間の実質的公平」を図りつつ、遺産分割手続の進行を妨げないよう、遺産分割の対象とすべき債権を分別する意味を持つものと考えられる。

また、本決定は、本件預貯金の内容及び性質を子細にみているが、これは最高裁が近時の判例で債権の当然分割を否定する際に権利の性質を詳細に検討してきたことと軌を一にするものであり、当該債権の内容及び性質からみて当然分割を否定することが理論的にも可能であることを求める趣旨であると考えられる。

(3) 預貯金を遺産分割前に払い戻す必要がある場合の対応

預貯金を遺産分割前に払い戻す必要があるにもかかわらず、共同相続人全員の同意を得ることができない場合に不都合が生ずるのではないかが問題となり得る。この点については、相続財産中の特定の預貯金債権を当該共同相続人に仮に取得させる仮処分(仮分割の仮処分。家事事件手続法200条2項)等を活用することが考えられる。預貯金を払い戻す必要がある場合としてはいくつかの類型があり得るから、それぞれの類型に応じて保全の必要性等保全処分が認められるための要件やその疎明の在り方を検討する必要がある(大谷・小貫・山崎・小池・木澤各裁判官補足意見)。

労務アドバルーン⑨

～労使協定～

弁護士 柿 平 宏 明 弁護士 下 西 祥 平
弁護士 岩 城 方 臣 弁護士 大 澤 武 史
弁護士 山 本 一 貴 弁護士 西 中 宇 紘
弁護士 富 川 諒 弁護士 山 越 勇 輝

第1 はじめに

労務アドバルーンも連載9回目を迎えます。本稿のテーマは「労使協定」です。使用者が労働者に適法に時間外・休日労働をさせるために締結される「36(さぶろく)協定」が、皆さまに最もなじみのある労使協定でしょうか。今回は、「労使協定」のごく基本的な点について、具体例を挙げながら簡単にご説明させていただきます。

第2 労使協定って何？

1 労働契約、労働協約との違い

労使協定とは、労働者と使用者との間で、労働条件などについて特別に取り決める書面による協定のことをいいます。このように定義すると、「労働契約や労働協約とはどこが違うの?」という声が聞こえてきそうです。これらと労使協定との違いは、使用者との間で合意を結ぶ「労働者側の当事者」にあります。労働契約は、個々の労働者と使用者との間で締結されます。労働協約は、労働組合と使用者との間で締結されます。これに対し、労使協定は、事業場労働者の過半数で組織する労働組合が、①ある場合には当該労働組合と使用者との間で締結され、②ない場合には事業場労働者の過半数を代表する者と使用者との間で締結されます。

2 労使協定締結から効力発生までの流れ

事業場労働者の過半数で組織する労働組合がある場合は、使用者と労働組合との間で労使協定(労働協約)を締結すれば良いのですが、そのような労働組合がない場合、事業場労働者の過半数を代表する者は、どのようにして選ばれるのでしょうか。これについては、選出目的を明らかにしたうえで、投票、挙手等の民主的な手続によって選出される

必要があるとされています。裁判例においては、親睦団体の代表を自動的に代表者として締結された労使協定が無効であると判断されたものがあります。使用者としては、労使協定の相手方が労働組合でなく、過半数代表者である場合には、どのように選出されたのかについても確認する必要がありますと言えるでしょう。

また、当該過半数代表者が管理監督者である場合にも、労使協定は無効とされます。管理監督者は使用者に近い立場にあるため、労働者の代表者としてふさわしくないといった考えが背景にあるのです。

このほか、労使協定が効力を有するためには、書面にて締結し、多くの場合は行政官庁に対する届出も必要となります。届け出た労使協定は、その後、見やすい場所に掲示する、書面で交付するなどして、労働者に周知しなければなりません。

3 労使協定を締結していなかった場合の制裁

法律上、労使協定を締結する必要があるにもかかわらず、締結せずに法律違反をしてしまった場合、使用者には罰則が適用され、刑罰に処せられる可能性があります。例えば、最も典型的な労使協定である、時間外・休日労働に関する36(さぶろく)協定(詳細は後述します。)については、これを締結せずに使用者が労働者に対して時間外・休日労働をさせていた場合、使用者は、6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

第3 労使協定の具体例について

1 時間外・休日労働

おそらく、労使協定の中で最も締結されることが多いの

コラム

近時、シンガポールにおいても定年後の再雇用の必要性の議論がなされています。今年も7月から再雇用法という法律が改正され、特段の問題がない限りは67歳まで再雇用することが必要になります。他国の同様の制度を比較検討することは根本的な考え方を再確認出来るので有意義であるように思います。ただ、こちらで発見したたご焼き屋さんはいちどびっくりだったのでやむなく自分で作っています。(柿平)

今回で私のコラムは最終回となります。今までの経験を総括して、一言だけ述べさせていただきます。昨今政府において、ワークライフバランス、長時間労働の是正、同一労働同一賃金など、労使の問題として議論が積極的になされています。しかし、単なる労使の規制だけの問題と捉えている問題は解決しません。経営者の経済基盤を維持しながら労働環境を変える方策を国家として横断的に検討し、そしてそれが実現されることを願っておりますし、そのための力になりたいと思っています。(下西)

春になり気持ちの良い季節がやって来ました。新入社員の入社シーズンですが、弊事務所では一足早く、本年1月より大阪・東京・京都の3事務所で合計6名の新人弁護士が入所し、より一層賑やかになりました。私も初志を忘れずに、常に新しいことへのチャレンジを心がけていきたいと思っています。(岩城)

このところ、いわゆるハラスメント事案についてのご相談をいただく機会が増えています。未だ意識が十分でなく、近時の裁判例や指針などを踏まえると問題といわざるを得ない事案に遭遇することもあります。後輩指導やコミュニケーションの範疇を超えた言動にはくれぐれもご留意頂ければと思います。(大澤)

が、時間外・休日労働に関する労使協定＝「36(さぶろく)協定」です。

労働基準法上、使用者は、労働者に、原則として1日8時間・週40時間を超えて働かせてはならず、また、1週間に1日も休日を与えずに働かせてはならないこととされています。ただし、例外的に、労使協定を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出た場合には、上記の規制を解いて、労働者を働かせることができます。この例外を規定しているのが労働基準法36条なので、同条に規定されている労使協定が、36協定と呼ばれているのです。

36協定には、①時間外・休日労働をさせる必要が生じる具体的事由(例えば「臨時の受注のため」、「当面の人員不足に対処するため」など)、②業務の種類、③労働者の数、④1日及び1日を超える一定の期間についての延長することができる時間又は労働させることができる休日、⑤有効期間を定めなければなりません。

使用者が注意すべきなのは、36協定を締結するだけでは、労働者に時間外・休日労働をする義務が生じるわけではないという点です。つまり、具体的に労働者に対して時間外・休日労働を命じるためには、就業規則等において、業務上の必要があるときは、36協定の範囲内で時間外・休日労働を命じることができる旨明確に定めておく必要があります。

2 変形労働時間制

変形労働時間制とは、その企業が定めた所定労働時間が、一部の日や週について、法定労働時間(1日8時間・週40時間)を超えて、1日10時間労働や週50時間労働になったとしても、一定の期間を通して平均すれば、法定労働時間を超えていない場合は、1日や1週間の法定労働時間を超えたことにはしない制度のことをいいます。

変形労働時間制には、①1カ月単位の変形労働時間制、②1年単位の変形労働時間制、③1週間単位の非定形的変形労働時間制¹の3つがあります。このうち、労使協定が必須なのは、②と③であり、①については就業規則に定めれば足りることとされています。

企業の就業規則等の規則類をよく拝見させていただきますが、必ずといっていいほど変形労働時間制に関する協定を目にします。しかし、変形労働時間制の「本来の効果」を意識されて適用されているケースはあまりないように思われます。ただでさえ複雑な残業代の計算がよりややこしくなるのに、なぜだろうかとふと思います。(山本)

デニムが好きです。色落ちした加工デニムも好きですが、リジッドデニムをはき込むことで自分だけのアタリや色落ちが出てくるあの感じが何ともたまりません。弁護士としても、自分だけのいい味を出せるよう一件一件仕事に打ち込みたいと思います。(西中)

3 賃金控除協定について

労働基準法において、生活の基盤である賃金を労働者に確実に受領させる必要があるという趣旨から、原則として、所定の賃金支払日に支払うことが確定している賃金全額を直接労働者に支払わなければならないとされています(これを賃金全額払いの原則といいます。)。ただし、例外として、給与所得税の源泉徴収や社会保険料が賃金から控除されているように法律で定められている場合と、労使協定が締結されている場合には、賃金の一部を控除することが労働基準法違反とはなりません(但し、労働契約上賃金の控除を有効とするためには、労働協約又は就業規則に控除の根拠規定を設けるか、対象労働者の同意を得る必要があります。)

実務上、組合費や積立金、社宅家賃等を控除するために賃金控除協定が締結されることが多いです。組合費や積立金等を賃金から控除するのは、労働組合の便宜や労働者の福利厚生を目的とするものではありませんが、労使協定を締結しておかなければ労働基準法違反となってしまう点には注意しなければなりません。

4 その他

労使協定が必要とされるケースは、既に挙げたもの以外に、フレックスタイム制、みなし労働時間制、年次有給休暇の計画的付与等が挙げられます。

第4 最後に

本稿では、紙面の関係上、「労使協定」の基本的な部分のみの説明にとどめましたが、労使協定の種類ごとに、特有の法律上の問題が存在します。労使協定を締結した後に紛争が生じるようなことがないよう、締結する前に、本当にその内容で問題がないか、今一度ご確認いただければと存じます。もちろん、ご心配がおありでしたら、弊所弁護士がチェックさせていただきます。ご相談をお待ちしております。

1 常時労働者が30人未満であり、日ごとの業務に著しい繁閑の差が生ずることが多く、かつ、これを予測した上で就業規則等において各日の労働時間を特定することが困難と認められる、小売業、旅館、飲食店等の事業のみ認められています。

さて、今年も大量の花粉が舞う季節がやってきました。鼻呼吸をする機会が全くありません。花粉症を患ってもう15年になりますが、薬を飲んでもマスクをしてもなかなか症状をおさえることができません。ただ、花粉症は急に治ることがあるらしいです。後何年かは、それを信じて頑張ろうと思います。(富川)

寒い季節も終わりを迎えそうで嬉しく思います。本稿を担当させていただきましたが、やはり執筆すると知識が深まることを実感しました。平成29年度からは、労働法に関する大阪弁護士会の法律相談を担当しますが、使用者側・労働者側のいずれを問わず、労働法に関するアドバイスができるよう勉強していきたいと思います。(山越)

民法(債権関係)の改正に関する法律案〈委任〉について

弁護士 江藤 寿美 怜



弁護士

江藤 寿美 怜

(えとうすみれ)

〈出身大学〉

早稲田大学法学部
早稲田大学大学院法務研究科

〈経歴〉

2014年12月 最高裁判所司
法研修所修了(67期)
2015年1月 東京弁護士会登録
2016年7月 弁護士法人中央
総合法律事務所入所(東京事
務所)

〈取扱業務〉

企業法務、訴訟争訟、家事事件、
刑事事件

今回は、委任の規定に関する民法の改正点について、3点に分けて皆様にご紹介したいと思います。

第1 委任者の報酬に関する改正(第648条・648条の2)

(受任者の報酬) 第648条

- 1 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。
- 2 受任者は、報酬を受けるべき場合には、委任事務を履行した後でなければ、これを請求することができない。ただし、期間によって報酬を定めるときは、第624条第2項の規定を準用する。
- 3 委任が受任者の責めに帰することができない事由によって履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

(成果等に対する報酬) 第648条の2<新設>

- 1 委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。
- 2 第634条の規定は、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合に準用する。

1点目は、第648条第3項第2号において、受任者の責めに帰すべき事由によって委任事務が終了した場合であっても、既履行部分の報酬請求権を認めたことです。改正前の第3項では、委任契約が、受任者の責めに帰することができない事由によって履行の途中で終了した場合にのみ、既履行部分の報酬請求を認めていました。しかし、今般の改正によって、受任者の責めに帰すべき事由によって委任事務の履行の続行が不可能となった場合についても、既履行の委任業務があることに鑑み、既履行部分には報酬請求権を認めることが明文化されました。

2点目は、第648条の2を新設し、報酬の定めのある委任契約における報酬の支払時期を定めたことです。当該規定は、報酬の定めのある委任契約が請負契約に類似することに着目し、請負(第633条)と同様に、目的物の引渡しを要するときは引渡しと同時に、引渡しを要しないときは成果が完成した後に、報酬を請求することができますとしました。

第2 委任の解除に関する改正(第651条)

(委任の解除) 第651条

- 1 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

- 2 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

3点目は、委任契約を解除する際の損害賠償事由に関する点です。改正前の第651条は、委任の各当事者はいつでも委任契約を解除できるものの(第1項)、相手方の不利な時期に委任契約を解除する場合には、やむを得ない事由が存在しない限りは、相手方へ損害賠償をしなければならないと定めていました(第2項)。

従前、委任契約が受任者の利益をも目的としている場合に委任者が任意解除権を行使できるかについては議論があり、受任者の利益をも目的とした委任契約については、委任者は任意解除権を行使することはできないと判示した裁判例もありました(大判大正9年4月24日民録26輯562頁)。

しかし、その後、やむを得ない事由がある場合に限り解除が認められるとした判例(最判昭和40年12月17日裁判集民事81号561頁、最判昭和43年9月20日判時536号51頁)や、やむを得ない事由がない場合であっても、委任者がその解除権自体を放棄したものと解されない事情があるときには委任契約を解除することができるとする判例(最判昭和56年1月19日民集35巻1号1頁)が出され、委任契約が受任者の利益をも目的としている場合であっても、委任者が任意解除権を行使することができる場合があると解されるようになりました。ただし、昭和56年判例は「受任者がこれによつて不利益を受けるときは、委任者から損害の賠償を受けることによつて、その不利益を填補されれば足りるものと解するのが相当である。」と判示し、委任者は、やむを得ない事由がない場合でも任意解除をすることができるとしつつも、これによって受任者が不利益を被る際には、受任者は委任者に対し、損害賠償請求を行いうるしていました。

改正後の第651条第2項第2号は、これら判例法理の趣旨を明文化し、かつ委任が有償であるということだけでは受任者の利益をも目的とする場合とはいえないとする判例法理(最判昭和58年9月20日判時1100号55頁)をも明文化したものです。そのため、民法651条における任意解除権の明文化は、従来の判例法理に従うものであり、当該改正によって実務に変化が生じるものとは考えにくいといえます。

イベントに思ふこと

弁護士 小林 章博



弁護士

小林 章博
(こばやしあきひろ)

京都事務所だよりのネタを探していると、「大政奉還150周年記念プロジェクト」という文字が目に入りました。今年は2017年、歴史で教わった大政奉還は1867年だったから、確かに150周年です。そういえば、少し前には琳派誕生400年というイベントもありました。

「ん?大政奉還から150年ということは、応仁の乱(1467年)がおこってから550年ということか?もしかして、そんなイベントもあるのだろうか…。」。調べてみると応仁の乱にまつわる歴史や地元の

名跡をたどる連続講座の企画等が見つかりました。みなさん、いろいろと企画を考慮しておられるのですね。



さて、京都の人は「この前の戦という」と応仁の乱の話をする。」という都市伝説?がありますが、それはさておき、大政奉還が行われた二条城、1周がちょうど2キロくらいありますので、ジョギングされている方がたくさんいらっしゃいます。また、西陣織で有名な「西陣」の地名の由来は、応仁の乱のときに山名宗全率いる西軍が陣を置いたことに由来しています。京都に限ったことではないですが、日常生活に溶け込んで地元の人が普段意識していない場所が、イベントをきっかけに光があたり、その歴史や価値が再認識される機会になるのは素晴らしいことだと思います。



ただ、こういったイベント。当然のことながら、多くの人の注目が集まる⇒多くの観光客が訪れる⇒飲食、宿泊その他地元経済が潤う、という側面があります。このため、イベントの企画には「経済効果」の議論がつきまとい、「経済効果」が期待できなければそもそも取り上げられない、ということもあるような気がします。「経済効果」も大切なのですが、それだけではない価値や物差しをしっかりとっておきたいと思います。

話は飛びますが、紛争の中では「精神的苦痛」の賠償を求めるものがあり、紛争解決に際してはこれを金銭に換算して解決を図ることがあります。「それしか方法がない」ということで、やむを得ない側面もあると思いますが、代理人弁護士として、なんとなくすっきりしない気分になることもあります。金銭以外の側面において、少しでもご依頼者にとって価値のある解決ができるよう、個々の事案ごとに、日々、悩みながら紛争解決に取り組んでいます。



さて、最後に今年のイベントをもう1つ。

2017年は、『琵琶湖周航の歌誕生100周年記念』の年でもあります。私が大学時代にヨットに明け暮れていた琵琶湖にある築100年以上の木造艇庫も琵琶湖周航に由来の場所です(詳しくは、2011年秋号掲載の京都事務所だよりをご覧ください)。

このイベントをきっかけに、この艇庫の歴史にも光があたり、その文化や価値が見直されるきっかけになれば嬉しいと思っています。



幕末の志士にゆかりがある場所からの景色です。
どこかわかりの方は、是非ご一報ください!



京都事務所へのアクセス

【所在地】〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
TEL (075)-257-7411 (代表) FAX (075)-257-7433

【交通】阪急京都線「烏丸」駅・地下鉄烏丸線「四条」駅 下車 20番出口・21番出口直結

1 序

会社法109条1項は、「株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない。」と定めています。「株式の内容及び数に応じて」と規定されているため、異なる種類の株主の間においては、株主平等原則に配慮する必要はないのでしょうか。また、株式の内容の定め方それ自体について、株主平等原則の適用はないのでしょうか。

2 種類を異にする株式を有する株主間の平等原則の適用

剰余金の配当(残余財産の分配)や議決権について内容の異なる株式を有する株主は、当該種類株式の内容に従い、平等の取扱いを受けます。配当優先株主が、普通株主に優先して所定の剰余金の配当を受けることは当然のことです。しかし、会社法が特別に定めていない限り、配当と関係のない株主権については、優先株と普通株は平等の取扱いを受けることになります。優先株にも普通株にも1株1議決権原則が妥当します。もっとも、単元株制度の下において、単元株数は株式の種類毎に定められます(会社188条3項)。100円配当が一般的な会社において、優先株1株について1円優先配当を行い、次いで普通株に1円配当を行った後、両者に平等に配当を行うといった名目的な優先株導入会社において、優先株については1000株を一単元とし、普通株については10株を一単元とすることもできます。この実質は複数議決権制度の採用ですが、無議決権普通株式を承認している会社法は、このような単元株制度の利用を否定してはいないと解されています。

株式の併合・分割、株式・新株予約権の無償割当て、株主割当ての株式・新株予約権の募集、組織再編行為に際して、株主平等原則が適用されますが、種類株式発行会社においては、ある種類株式の株主に損害を生じさせることを避けるために、株式の種類毎に異なる取扱いをすることが認められています。どのような取扱いにより特定の種類の株式の株主の損害を避けることができるかは、困難な解釈問題です。定款にその権利調整の定めがあるときは、基本的にこれに従うことでよいのですが、すべてについて定款で定めることはできません。このため、ある行為が、特定の種類の株式の株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該行為について、当該種類の株式の株主を構成員とする種類株主総会の特別決議による承認を原則

として求めつつ(会社322条1項2号~13号)、反対株主の株式買取請求を認めることにより、種類株主総会決議を要しないものとするのが認められています(同条3項、116条1項3号等)。種類株式を有する株主間の利害調整を、すべて、株主平等原則に委ねることは不適切であるとして、株式買取請求権(退出権)を認めることによる利害調整が図られているのです。

3 株式の内容の定め方と株主平等原則

取得条項付種類株式について、一定の事由が生じた日にその株式の一部を取得することとするときは、定款で、取得する株式の一部を決定する方法を定めなければなりません。その定めについては、株主平等原則が適用されます。議決権行使条件等の株式の内容の定め方についても株主平等原則の趣旨が適用されますが、前回説明したように、差別的な議決権行使条件がすべて株主平等原則に違反する違法無効のものとなるわけではありません。衡平の理念に反し相当性を欠くものでないときは、差別的な議決権行使条件も認められます。

100万株の旧株について1株の新株を付与するMBO目的の全株取得条項付種類株式制度の利用は、100万株未満の株式しか有しない一般株主を排除して若干の大株主を株主として存続させるものです。平成26年改正会社法は、全株取得条項付種類株式制度における一般株主保護措置を整備し、株式併合制度についても同様の措置を講じました。いわゆるゴーイング・プライベートは経済的に合理的なものとして承認しつつ、一般株主の保護が図られているのです。

4 種類株式と株主平等原則

会社法109条1項の文言を根拠に、種類を異にする株式を有する株主の間や種類株式の内容について、株主平等原則は適用されないと解する見解があります。これは疑問ですが、会社法109条1項が定められた理由の一つとして、種類株式制度を多様に展開することを促進する政策目的が挙げられています。したがって、種類を異にする株式を有する株主の間や種類株式の内容について、画一的・硬直的な株主平等原則でなく、経済的合理性、さらには、公正かつ妥当な取扱いであるかどうかという観点から、個別的・弾力的に判断することが妥当です。

●所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山 浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本 久美子
弁護士 山田 晃久	弁護士 柿平 宏明	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一 <small>(旧法務省)</small>	弁護士 下西 祥平
弁護士 高橋 瑛輝 <small>(旧法務省)</small>	弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉	弁護士 山本 一貴	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬
弁護士 浜田 将裕	弁護士 江藤 寿美伶	弁護士 富川 諒	弁護士 山越 勇輝	弁護士 山本 浩平	弁護士 新澤 純	弁護士 鈴木 啓市
弁護士 小宮 俊	弁護士 池本 直記	弁護士 新 智博	弁護士 森本 滋	客員弁護士 吉岡 伸一	客員弁護士 岡村 旦	
弁護士 中務 嗣治郎	法務部長 寺本 栄	法務部長 角口 猛	客員弁護士 アダム・ニューハウス <small>(オランダ)</small>	客員弁護士 アダム・ニューハウス <small>(オランダ)</small>	客員弁護士 アダム・ニューハウス <small>(オランダ)</small>	